

動物愛護ふれあいセンター犬及び猫等の譲渡実施要領

平成26年3月26日制定

(目的)

第1条 この要領は、さいたま市動物愛護ふれあいセンター（以下「センター」という。）において行う犬及び猫等の譲渡の適正かつ円滑な実施について必要な事項を定めるものとする。

(譲渡対象動物)

第2条 譲渡対象動物は、犬及び猫等の譲渡実施要綱（以下「要綱」という。）第3条で規定する犬又は猫等のうち、別表第1に掲げる譲渡動物選定基準に適合する動物とする。譲渡動物の選定はセンター所長が行い、必要に応じて、公示期間終了後に観察期間を設け実施する。

(譲渡対象者の区分)

第3条 譲渡の対象とする者（以下「譲渡対象者」という。）は、その様態により、次のとおり区分し譲渡する。

- (1) 自宅等で自ら飼養することを目的として譲渡を希望する個人（以下「個人飼養者」という。）
- (2) 新たな飼い主探しを非営利の活動として行う団体（個人活動者を含む。以下「譲渡団体」という。）

(譲渡対象者の条件)

第4条 譲渡対象者は譲渡を希望する者であって、要綱第4条に定める譲渡対象者の規定に適合する者とする。

2 前項の規定に関わらず、次に該当する場合は、センター所長は譲渡対象者が希望する犬又は猫等の譲渡を拒否又は変更することができる。

- (1) すでに動物を飼養しており、それ以上の飼養は難しいと判断される場合。
- (2) 飼養予定場所が動物の飼養に不適と判断される場合。
- (3) 個人飼養者であって、申請者、あるいは申請者に長期の世話あるいは終生飼養することが困難となった事態が発生した場合に代わりに飼養ができる者（以下「飼養引受人」という。）の年齢が、概ね65歳を超える場合。
- (4) 個人飼養者であって、単身世帯の場合。
- (5) 個人飼養者であって、飼養場所や飼養引受人等に対する調査、所得状況等により、動物の適正な飼養が困難と判断される場合。
- (6) その他センター所長が不適と認めた場合。

3 第1項の規定に関わらず、譲渡団体が、再譲渡時に新しい飼い主に実施する、譲渡対象動物を適正に飼養するための関連する法令等に基づく必要な知識についての教示に関わる資料をセンター所長に提出することができる場合は、さいたま市動物の愛護及び管

理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第4条第4号の規定を免れるものとする。

（譲渡団体の認定）

第5条 譲渡団体が譲渡を希望する場合は、あらかじめ譲渡団体（者）認定申請書（様式第1号）、誓約書（要綱様式第2号）、及び別表第2-1の書類をセンター所長に提出して認定を受けなければならない。

2 センター所長は提出された申請書等について、第4条に規定される条件への適合について審査し、その結果を速やかに登録通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 第1項、第2項の規定による認定のための申請及び通知は、譲渡団体が譲渡を希望する年度ごとに行うものとする。

（譲渡団体の登録の取消し）

第6条 センター所長は、認定を受けた譲渡団体（以下「登録譲渡団体」という。）が次に掲げる事項に該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 登録の取消しの申し出があった場合。

(2) 連絡が不通になった場合。

(3) 要綱第4条に定める譲渡対象者の規定及び条件に適合しなくなった場合。

(4) 誓約書（要綱様式第2号）の内容を遵守していないと判明した場合。

(5) 登録譲渡団体の遵守事項（別表第3）の内容を遵守していないと判明した場合。

(6) その他、センター所長が、さいたま市の動物愛護業務の円滑な遂行にあたり、登録を取り消す必要があると判断した場合。

2 センター所長は、前項第3号、第4号、第5号及び第6号により登録譲渡団体の登録を取り消す場合は、その理由を対象となる団体に明示しなければならない。

（譲渡手続き）

第7条 個人飼養者が犬又は猫等を譲り受けようとする時は、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第10条に定める動物譲渡申請書（規則様式第6号）、犬又は猫等の譲渡調査書（様式第3号）、及び別表第2-2の書類をセンター所長に提出しなければならない。

2 登録譲渡団体が犬又は猫等を譲り受けようとするときは、譲渡を希望するごとに、規則第10条に定める動物譲渡申請書（規則様式第6号）をセンター所長に提出しなければならない。

（譲渡対象者の決定及び通知）

第8条 センター所長は、前条の規定により申請を受理したときは、第4条に規定する譲渡対象者として適格であるかどうか、審査を行うものとする。

2 センター所長は、個人飼養者が第4条第1項に規定する譲渡対象者として適格でないと判断した場合には、譲渡できない旨（様式第4号）を通知するものとする。

(講習会の実施)

第9条 センター所長は、譲渡対象者に対して譲渡を行う前に、規則第4条第4号に基づき適正な飼養管理に関する講習会を実施するものとする。

ただし、第4条第3項に該当する登録譲渡団体に対してはこの限りではない。

(譲渡の方法)

第10条 センター所長は、個人飼養者で前条の講習会を受講した者で、第8条の規定により譲渡対象者として適格と判断した者に対して、譲渡対象動物を紹介する譲渡会を行う日時及び場所等を通知するものとする。

2 譲渡会において、センター職員は個人飼養者に対し譲渡動物説明カード(様式第5-1号、5-2号)を活用し、個々の譲渡対象動物の特性等を説明し、当該動物との相性等を考慮の上、適正に飼養できることを確認するものとする。

(誓約書の提出)

第11条 犬又は猫等を譲り受けた個人飼養者(以下「譲渡者」という。)は、誓約書(要綱様式第1号)をセンター所長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第12条 譲渡者は、次の各号を守るよう努めなければならない。

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動愛法」という)第7条第1項から第6項及び第37条第1項に定める事項。

(2) 動愛法第7条第7項に基づく「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」(平成14年環境省告示第37号、最終改正平成25年環境省告示第82号)に定める事項。

(3) 犬にあつては、狂犬病予防法第4条第1項及び第3項並びに第5条第1項及び第3項に定める事項。

(4) 条例第6条及び第7条に定める事項。また、犬にあつては条例第8条、猫にあつては条例第9条に定める事項。

(5) 「ペット動物(犬、猫)由来人畜共通伝染病対策実施指針」(昭和63年衛乳第93号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知)の別紙1に掲げる飼養者の適切な管理等の要件。

(6) 譲り受けた犬又は猫等を他者へ販売する等利益の用に供しないこと。

(7) 前条により提出した誓約書に記載のある事項。

2 登録譲渡団体が犬又は猫等を譲り受ける時は、登録譲渡団体の遵守事項(別表第3)を守らなければならない。

(譲渡動物の返還)

第13条 譲渡者は、やむを得ない理由で譲渡動物を返還する場合、譲渡後1ヶ月以内に譲渡動物返還書(様式第6号)をセンター所長あて提出しなければならない。

(調査、指導等)

第14条 センター所長は、譲渡する際、譲渡者に対し、適正な飼養管理等について必要な指導を行うものとする。

- 2 センター所長は、登録譲渡団体に動物を譲渡する際、センターでの保管中に、当該動物に対して疾病の治療及びワクチンの接種をした場合は、センター獣医師の発行した治療履歴証明書及びワクチン接種証明書を、当該団体に交付しなければならない。
- 3 センター所長は、譲渡した犬又は猫の飼養又は保管状況について必要に応じ、譲渡者に対し、譲渡後調査書、訪問等により調査を行うものとする。
- 4 センター所長は、犬又は猫等を譲り受けた登録譲渡団体が、譲渡動物を新たな飼い主に譲渡した場合は、速やかに再譲渡状況等報告書（別紙様式第7号）を提出させるものとする。

（譲受け者の協力）

第15条 譲渡者及び譲渡を受けた登録譲渡団体は、センター所長の依頼に応じてセンターの実施する事業等へ協力するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成26年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の日の前日までに動物譲渡申請書（規則様式第6号）を提出した者に対する、第4条第1項及び第2項、第7条第1項、第8条第1項及び第2項並びに第11条の規定は、それぞれ動物愛護ふれあいセンター犬及びねこ等の譲渡要綱（最終改正平成21年4月1日）第5条第1項及び第2項、第6条第1項、第7条第1項及び第2項並びに第10条の規定を適用する。

別表第 1 (第 2 条関係)

個人譲渡対象者用動物選定基準

<ol style="list-style-type: none"> 1 離乳済みであるもの。 2 センター獣医師の診察により健康である、又は治療あるいは治療継続により予後良好と判断されるもの。 3 攻撃性の少ないもの。 4 社交性、支配性、警戒心等を観察し、人及び社会に順応性があると判断されるもの。 5 原則として、老齢及び大型でない等、誰にでも飼えると判断されるもの。
--

登録譲渡団体用動物選定基準

<ol style="list-style-type: none"> 1 センター獣医師の診察結果（健康、又は治療により予後良好あるいは予後不良）については問わない。 2 センターの観察中には攻撃性が多少認められても、一時飼養の過程で解決できると判断されるもの。 3 社交性、支配性、警戒心等に問題が見られない、あるいは多少の問題が見られるが一時飼養の過程で解決できると判断されるもの。 4 年齢、体格等は問わない。
--

別表第 2 - 1 (第 5 条関係)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 主たる飼養場所の見取り図 2 (団体の場合) 団体規約書 3 団体・個人の活動概要書 4 (団体の場合) 役員名簿 5 (団体の場合) 会員名簿 6 (譲渡団体(者) 認定申請書の飼養施設欄に書ききれない場合) 一時飼養会員名簿 7 申請者本人と確認できるもの [身分証明書] 8 (代表者がセンターの実施する譲渡講習会を受講しない場合) 再譲渡を実施する際に、新しい飼い主に配布する適正飼養等に関する説明書類
------------------	--

別表第 2 - 2 (第 7 条関係)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 飼養場所付近の道路地図 2 (犬の場合は) 犬舎の構造・配置図 3 申請者本人と確認できるもの [身分証明書] 4 飼養場所が集合住宅又は賃貸住宅の場合は、飼養可能である事を証明する書類 [管理規約又は賃貸契約書等の写し、若しくは家屋所有者の飼養同意書]
------------------	--

別表第3（第12条関係）

登録譲渡団体の遵守事項

<p>団体などに関する 文書の提出</p>	<p>1 団体の規約等の内容に追加、変更があった場合には、速やかに届け出ること。 2 新たな飼い主へ譲渡した場合は、速やかに再譲渡報告書（様式第7号）を提出すること。</p>
<p>一時飼養</p>	<p>1 動物を適正に一時飼養でき、かつ多頭飼育等で苦情の原因になる事態を生じさせることがないこと。 2 成犬の譲渡を受けた場合、譲渡を受けた日から30日以内に犬の登録及び狂犬病予防注射を実施すること（ただし、登録及び狂犬病予防注射済であることが明らかな場合を除く）。 3 子犬の譲渡を受けた場合、推定年齢で生後90日を経過した日から30日以内に、犬の登録及び狂犬病予防注射を実施すること。</p>
<p>新たな飼い主への 譲渡</p>	<p>1 動物愛護ふれあいセンター（以下「センター」という）の譲渡対象者の基準（個人）に適合しない者への譲渡は行わないこと。 2 新たな飼い主に、センターが実施する譲渡講習会を受講させること。 ただし、センターで実施する講習会の趣旨に沿った講習を実施できる場合は、センターが実施する講習会に代えることができる。 3 新たな飼い主に対して、譲渡動物の特性、状態に関する次の情報を説明すること。 (1) 品種等の名称 (2) 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模 (3) 適切な給餌及び給水の方法 (4) 適切な運動及び休養の方法 (5) 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規制の内容 4 譲渡動物を飼養又は保管をしている間に疾病の治療、ワクチンの接種等を行った場合は、新たな飼い主に対して獣医師が発行した治療及びワクチン接種に係る証明書を交付すること。 また、センター獣医師発行のワクチン接種証明書あるいは治療履歴証明がある場合は、それも併せて交付すること。</p>
<p>調査等への協力</p>	<p>1 センターが実施する指導、調査及び事業等に協力すること。</p>

(様式第1号)

譲渡団体(者)認定申請書

平成 年 月 日

(宛先) さいたま市動物愛護ふれあいセンター所長

申請者住所
活動(団体)名称
氏名
(団体の場合は代表者氏名)
電話番号

動物愛護ふれあいセンター犬及び猫等の譲渡実施要領第5条の規定に基づき下記のとおり新たな飼い主を探す譲渡団体(者)の認定を希望します。

		譲渡団体(者)担当者氏名()				
		住所()				
		電話番号()				
あつかう動物の種類 及び最大飼育頭数		犬 ・ 猫 ・ その他() 最大頭数()頭				
主 た る 飼 養 施 設	所在地				飼養可能 頭 数	頭
	構造・規模	敷地面積 m ² 延床面積 m ² □木造 □鉄筋コンクリート造 □その他()				
	管理の方法	ケージの個数()個 ケージの材質() 2段以上の場合は転倒防止措置法() ケージの材質()				
	管理責任者氏名					
上 記 以 外 の 飼 養 施 設	No	氏名	住所	電話番号	飼養場所	飼養可能 頭数
	1					頭
	2					頭
	3					頭
	4					頭
	5					頭

【以下センター記入欄】

- 添付書類 □ 誓約書(様式第2号) □ 主たる飼養場所の見取り図
□ (団体の場合)団体規約書・役員名簿・会員名簿・活動概要書 □ (個人の場合)活動概要書
□ 申請者本人と確認できるもの(身分証明書)

第2種動物取扱業 該当 (上欄飼養施設番号 ; 主・1・2・3・4・5) 非該当

(様式第2号)

保保動第 号
平成 年 月 日

様

さいたま市動物愛護ふれあいセンタ

所長 ○○ ○○ 印

登録通知書

平成 年 月 日に申請のありました団体の認定について、当センターが実施する犬、猫等の譲渡において、その対象団体として認め、登録しましたので通知します。

なお、動物の譲渡に係る活動にあたっては、当センターの定める誓約書及び遵守事項の内容に従ってください。

登録期間 平成 年 月 日から平成 年 3月31日

(様式第3号)

犬又は猫等の譲渡調査書

※ 枠内をご記入下さい

希望する動物の種類	犬(成犬・子犬・どちらでも)・ 猫(成猫・子猫・どちらでも)・その他()	
飼育方法(予定)	屋内・屋外・どちらでも可能 (※猫の場合、「屋内」に限らせていただきます)	
	屋内	<input type="checkbox"/> 完全室内 <input type="checkbox"/> 室内とベランダ <input type="checkbox"/> その他() (※猫の場合、「完全室内」に限らせていただきます)
	屋外	<input type="checkbox"/> 敷地内の囲いの中 <input type="checkbox"/> 外の犬小屋 <input type="checkbox"/> 外でつなぐ <input type="checkbox"/> 昼間は外で夜は室内 <input type="checkbox"/> その他()
譲渡動物の希望	性別: 体格: 毛色: その他譲渡動物の必要条件があればご記入ください。 ()	
現在飼育中の動物	種類()・頭数()頭 / なし	
飼育場所の状況	所在地	(電話番号)
	1. 一戸建て(自家・借家) 2. アパート,マンション等集合住宅 3. その他()	
申請者 (主に世話をする人)	氏名	年齢()
同居者の有無	はい ・ いいえ	
家族構成	家族構成(うち同居者を○で囲む) [例: 母親、 <u>妻</u> 、 <u>長男</u> 、 <u>長女</u>]	
申請者に代わって 長期の世話及び 所有を引受ける人 (飼養引受人)	氏名	年齢() 続柄()・知人等
	住所	(電話番号)
	【飼養引受人署名捺印】 _____さんが譲り受けた動物の世話をできなくなった場合は、責任を 持って私が世話を引き受け終生飼養します。 平成 年 月 日 _____ 印	
同居家族・同居者 全員の同意	有 ・ 無	
過去における犬・猫の飼育	有 (種類: 期間: 年) ・ 無	

※ 譲渡申請書受理後、審査基準によって譲渡をお断りさせていただくこともあります。
また、希望内容に近い動物がない場合もあります。

【以下センター記入欄】添付書類 :

申請者本人と確認できるもの(身分証明書) 借家、集合住宅の場合は飼養可能である事を証明する書類(賃貸契約又は管理規約等の写し、若しくは家屋所有者の飼養同意書)

[飼養場所付近の道路地図]

(犬の譲渡を希望する方のみ)

[犬舎等の構造、配置図]

借家、集合住宅の場合は飼養可能であることを証明する書類（賃貸契約あるいは管理規約等の写し、所有者の飼養同意書等）を添付してください。

チェック票(犬)

様式第3号別添2

氏名		
1 飼養することを家族全員が賛成していますか。	はい	いいえ
2 毎日の食事、散歩など世話をする人がいますか。	はい	いいえ
3 飼い主が病気の時や旅行に出かける時などの世話をどうするか考えていますか。	はい	いいえ
4 家族や社会の一員としてトラブルなく犬を飼養していくために、しつけをきちんとできる人がいますか。	はい	いいえ
5 飼い主がしつけ方を学ぶための時間および経済的余裕がありますか。	はい	いいえ
6 動物の飼養が許可されている住宅ですか。	はい	いいえ
7 飼う場所と広さがありますか。	はい	いいえ
8 隣近所に迷惑をかけない飼い方ができますか。	はい	いいえ
9 苦情がでた時に、飼養環境の改善等、解決に向けての積極的な対応がとれますか。	はい	いいえ
10 結婚や転勤などで、ペット飼養不可の住居へ引っ越す予定はありませんか。	はい	いいえ
11 家族にペットの毛などによるアレルギーをお持ちの方はいませんか。	はい	いいえ
12 家族が一人増えるのと同じです。食費、登録料、動物病院への出費などを考えていますか。	はい	いいえ
13 譲渡後に不妊去勢手術を受けていただくことが、条件となっています。同意いただけますか。	はい	いいえ
14 人間と同じように老後は介護が必要になることがあります。介護に労力を厭わず、最期を看取る覚悟はありますか。	はい	いいえ
15 動物愛護ふれあいセンターが実施する講習会、飼い方教室等に出席できますか。	はい	いいえ
16(子供が飼いたいからという理由で希望を出された方へ) 犬の飼養は、子供に全ての世話を任せられるほど簡単ではありません。大人が必ず責任を持たなければなりませんが大丈夫ですか。	はい	いいえ

チェック票(猫)

様式第3号別添3

氏名		
1 飼育することを家族全員が賛成していますか。	はい	いいえ
2 毎日の食事、トイレなどの世話をする人がいますか。	はい	いいえ
3 飼い主が病気の時や旅行に出かける時などの世話をどうするか考えていますか。	はい	いいえ
4 動物の飼養が許可されている住宅ですか。	はい	いいえ
5 猫は爪とぎの習性があります。爪とぎは用意されていますか。家具・調度品等の対策はしてありますか。	はい	いいえ
6 結婚や転勤などで、ペット不可の住宅へ引っ越す予定はありませんか。	はい	いいえ
7 家族にペットの毛などによるアレルギーをお持ちの方はいませんか。	はい	いいえ
8 家族が一人増えるのと同じです。食費、動物病院への出費などを考えていますか。	はい	いいえ
9 迷子や交通事故防止、感染症予防、近隣環境への配慮の点から、市では完全室内飼いを譲渡条件としています。あなたは室内飼いができますか。	はい	いいえ
10 逃げ出さないように、窓等に脱走防止策がとられていますか。	はい	いいえ
11 猫は20年近く寿命があります。家族の一員として最期まで飼養できますか。	はい	いいえ
12 譲渡後に不妊去勢手術を受けていただくことが、条件となっています。同意いただけますか。	はい	いいえ
13(子供が飼いたいからという理由で希望を出された方へ) 子供に全ての世話を任せられるはずはありません。大人が必ず責任を持たなければなりませんが大丈夫ですか。	はい	いいえ

(様式第4号)

犬又は猫等の譲渡対象者審査結果通知書

第 号

住 所

氏 名 様

年 月 日付で申し込みのありました犬又は猫等の譲渡は、次の理由により行わないことに決定しましたので通知します。

年 月 日

さいたま市動物愛護ふれあいセンター所長

飼養予定住所	
譲渡希望動物	
譲渡できない理由	

譲渡動物説明カード(犬)

收容番号

種類		性別	オス・メス	毛色	
推定年齢		不妊去勢	未・済(H 年 月)・不明	体重	kg
マイクロチップ	未・済[NO.]				
ワクチン 情報	()種混合ワクチン 接種日[1回目 H . . 2回目 H . .]				
	狂犬病予防ワクチン 最終接種日[H . .]				
寄生 虫 検 査	検査名	(最終)検査日	結果	予防・駆虫薬	投与日
	フィラリア検査	H . .	抗原()mf()		H . .
	検便	H . .			H . .
	外部寄生虫	H . .			H . .
治療歴					
健康状態					
性 格	活発・おとなしい・神経質・吠えやすい・かみつやすい・甘え(強・弱)				
	人見知り・犬見知り・散歩の引っ張り(強・弱)・その他()				
	職員のコメント()				
トイレの様子					
給餌時の様子					
散歩時の様子					
しつけのしやすさ	熟練者向き ・ 経験者向き ・ 初心者向き				
職員のコメント					
作成日	平成	年	月	日	作成者
					さいたま市動物愛護ふれあいセンター

私は、さいたま市動物愛護ふれあいセンターから譲渡希望動物の特性及び状態に関する説明を受け、すべての事項について了承した上で、譲渡を受けることを確認します。

平成 年 月 日

氏名 _____ (印)

[1枚目に押印の上、1枚目をセンターに提出のこと]

譲渡動物説明カード (猫)

收容番号

種類		性別	オス・メス	毛色	
推定年齢		不妊去勢	未・済 (H 年 月)・不明		
マイクロチップ	未・済 [NO.]				
出 所	飼い主不明の猫 ・ 飼い主がいた猫				
ワクチン情報	()種混合ワクチン 接種日 [1回目 H . . 2回目 H . .]				
簡易検査等	猫白血病 (Felv) :		猫免疫不全ウイルス感染症 (FIV) :		
寄生虫検査	検査名	(最終)検査日	結果	予防・駆虫薬	投与日
	検便	H . .			H . .
	外部寄生虫	H . .			H . .
治療歴					
健康状態					
性 格	活発・気がつよい・おとなしい・怖がり・甘えん坊・その他 ()				
	職員のコメント ()				
トイレトレーニング	済 ・ 未				
職員のコメント					
作成日	平成	年	月	日	作成者
				さいたま市動物愛護ふれあいセンター	

私は、さいたま市動物愛護ふれあいセンターから譲渡希望動物の特性及び状態に関する説明を受け、すべての事項について了承した上で、譲渡を受けることを確認します。

平成 年 月 日

氏名 _____ (印)

[1枚目に押印の上、1枚目をセンターへ提出のこと]

(様式第6号)

譲渡動物返還書

平成 年 月 日

(宛先) さいたま市動物愛護ふれあいセンター所長

住所

氏名

電話番号 ()

さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第12条第1項の規定により譲渡を受けましたが下記の事情により返還します。

返還する動物の種類	犬・猫・()
譲受け日	平成 年 月 日
返 還 の 理 由	
家族全員の同意	有 ・ 無

(様式第7号)

再譲渡状況等報告書

平成 年 月 日

(宛先) さいたま市動物愛護ふれあいセンター所長

住所

氏名

(団体の場合は名称及び代表者氏名)

電話番号

下記のとおり 再譲渡 ・ 死亡 したので報告します。

1 (譲渡時センター記入欄) 譲渡動物について

収容番号	平成 年度 NO. _____				
譲渡番号	平成 年度 NO. _____	譲渡年月日	平成 年 月 日		
動物名 (種類)	犬 (MIX・) ・ 猫 (MIX・) ・ その他 ()				
性別	オス ・ メス ・ 去勢オス ・ 不妊メス				
毛色		推定 年齢		疾病の有無 他特徴	

2 再譲渡の実施について

新しい飼主	譲渡年月日	平成 年 月 日			
	住所	(飼養場所が異なる場合その所在地 ;)			
	氏名	(年齢) (電話番号)			
譲渡時の実施事項	実施した場合はチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 適正飼養に関わる講習 (必須) <input type="checkbox"/> 譲渡動物に係る情報 (動愛法施行規則第10条の9に係る情報) の提供 (必須) <input type="checkbox"/> 譲渡動物の治療履歴、ワクチン証明書 (獣医師発行) の提供 (必須) <input type="checkbox"/> 不妊去勢措置 <input type="checkbox"/> 混合ワクチン接種 <input type="checkbox"/> マイクロチップ 【(犬の場合) <input type="checkbox"/> 登録 (センターで未登録の場合) <input type="checkbox"/> 狂犬病予防注射】 <input type="checkbox"/> その他 ()				
他団体等へ 譲渡 (委託含) の場合のみ記入	譲渡 (委託) 年月日	平成 年 月 日			
	飼養団体 (個人) 名				
	住所 (飼養場所)	(電話番号 :)			
飼養中に死亡した場合のみ記入	死亡年月日	平成 年 月 日			
死亡理由					